

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	国家資格キャリアコンサルタント養成講習														
実施方法	① 通学（昼間・夜間・土日） ② 通信 スクーリング(回数 10回)														
指定講座番号	6	1	0	5	5	—	2	0	1	0	0	1	—	8	
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間				過去一年の講座実績	入講者数(23人)				修了者数 (21人)					
	平成30年 6月 30日				令和5年 3月 31日まで										
訓練期間	3ヶ月					総訓練時間					150時間				

1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格（国家資格キャリアコンサルタント） <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程（ ） <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム（ ） <input type="checkbox"/> 専門職大学院（ ） <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム（ ） <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格（ ） <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座（ ） <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科（ ） 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	次のいずれかの要件を満たした方が受験可能。 1. 厚生労働大臣が認定する講習の課程を修了した方 2. 労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上のいずれかに関する相談に関し3年以上の経験を有する方 3. 技能検定キャリアコンサルティング職種の学科試験又は実技試験に合格した方 4. 平成28年3月までに実施されていたキャリア・コンサルタント能力評価試験の受験資格である養成講座を修了した方(平成28年4月から5年間有効)
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	キャリアコンサルタント、キャリアカウンセラー、就職支援に関わる各種相談員、対人業務を主とする職種(接客業・営業職など) 企業全般、学校・教育機関、就職支援施設(ハローワーク、職業訓練校等)

2. 教育訓練の内容

教科（カリキュラム）	時間	使用教材名
I キャリアコンサルティングの社会的意義	2	オリジナルテキスト、「キャリアコンサルティング理論と実際」(木村周著)
II キャリアコンサルティングを行うために必要な知識	35	
III キャリアコンサルティングを行うために必要な技能	76	
IV キャリアコンサルタントの倫理と行動	27	
V その他	10	

※上記中、70時間分については通信課題、80時間についてはスクーリングでの受講となる。

3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）

①受講するに当たって必要な実務経験等	なし
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	テキスト等を読みこなし、通信過程の添削課題に取り組み回答できるだけの能力を有すること。
③その他	

〔特記事項〕

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	21	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	23	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	19	人	受験率(③/②)	82.6	%
④ ③のうち合格者数	12	人	合格率(④/③)	63.2	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	3	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	18	人			

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人			
	2 非正社員、派遣社員	人			
	3 その他の就業(自営業等)	人			
	4 非就業	人	②B: 非就業者計		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人			
	3 社内外の評価が高まる	人			
	4 円滑な転職に役立つ	人			
	5 趣味・教養に役立つ	人			
	6 その他の効果	人			
	7 特に効果はない	人			
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 希望の職種・業界で就職できる	人			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人			
	4 趣味・教養に役立つ	人			
	5 その他の効果	人			
	6 特に効果はない	人			
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人			
	4 就職していない	人			
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)		
	2 おおむね満足	人			
	3 どちらとも言えない	人			
	4 やや不満	人			
	5 大いに不満	人			

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	次頁6.(2)(3)に同じ
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	志木サテライトオフィス(埼玉県志木市館2-5-2 鹿島ビル4F) 3、6、9、12月開講 2～3か月間、全10日間

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・通学形式により実施する80時間の講習については、受講期間が約3か月であるため、中間段階における受講認定基準はとくに設けていない。 ・通信形式により実施する70時間の講習については、4回にわたる添削課題の各回の正答率において、受講認定基準を満たしているかどうかを判定する。 		
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・通信形式により実施する4回にわたる添削課題の各回の正答率で、5段階(正答率90%以上=5、75%以上=4、60%以上=3、45%以上=2、45%未満=1)中、4以上の評価を得られなかった場合、繰り返し追加の添削課題を実施し、その正答率が5以上の評価となることによって受講認定基準を満たすものとする。なお、追加の添削課題を実施しても5以上の評価とならない回数が5回を超えた場合、受講認定基準を満たさないものとする。 		
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・通学形式により実施する80時間の講習については、9割以上出席のうえ受講することで修了認定基準を満たすものとする。 ・欠席した講習については、欠席科目について講師が提示するレポート課題を受講者が提出する事が必須となり、レポート課題が及第点(講師による5段階評価で4以上の評価を得る事で及第)を超える事により、欠席した時間数の2分の1にあたる時間数については出席扱いとして認める。 ・通信形式により実施する64時間の講習については、すべてを受講し、添削課題の正答率において、5段階(正答率90%以上=5、75%以上=4、60%以上=3、45%以上=2、45%未満=1)中、4以上の評価を得ること。4以上の評価に至らなかった場合は、繰り返し同様の添削課題を実施し、その正答率が5以上の評価となること、によって修了認定基準を満たすものとする。 ・「習得度確認試験」の筆記学科試験(学科および論述)については、点数が学科は7割以上、論述は6割以上となることで、到達度が一定以上に達したと認める。(もしも所定の点数に至らなかった場合は、繰り返し同様の確認試験を実施し、その正答率が所定の点数以上となる必要がある。) <ul style="list-style-type: none"> ・「習得度確認試験」の面接(ロールプレイ)試験については、採点の各項目(基本的態度、信頼関係の構築、問題の把握、解決へ向けての展開の4項目)においてそれぞれ60点以上の点数を取得することで、到達度が一定以上に達したと認める。(もしも所定の点数に至らなかった場合は、至るまで繰り返し面接試験を行い、所定点に達することが必要となる。) 		
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・通学形式により実施する80時間の講習の最後(後半)に実施する「習得度確認試験」(詳細は上記参照)を行うことを通じて到達度を把握する。 		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	質問を随時受け、希望に応じて個別指導やキャリアコンサルティングを行っている。		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制(例:資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	資格取得へのバックアップ体制としては、養成講習とは別枠で参加自由の資格取得に向けての「受験対策講座」を月に2回程度開催している。就職支援については希望者にキャリアコンサルティングを無料で実施できる体制を取っている。		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	一般社団法人地域連携プラットフォーム (代表者名: 柴田 郁夫)		
住所及び連絡先	埼玉県志木市館2-5-2 鹿島ビル4F TEL 048-476-4600		
施設名称及び施設長名	一般社団法人地域連携プラットフォーム (施設長: 柴田 郁夫)		
住所及び連絡先	埼玉県志木市館2-5-2 鹿島ビル4F TEL 048-476-4600		
苦情受付者	氏名 池田 藍子 所属	事務担当者	氏名 有馬 裕子 所属
連絡先	TEL 048-476-4600	連絡先	TEL 048-476-4600
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		270,000 円
支払い方法 ① 一括払	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		0 円
② 分割払	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		270,000 円
③ 両方可能			<ul style="list-style-type: none"> 第1期 270,000 円 第2期 円 第3期 円 第4期 円 第5期 円 第6期 円 (うち、必須教材費 円)
2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)			円
① 任意の教材費(税込額)			3,300 円
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)			円
③ 施設維持費(税込額)			円
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額)			円
3. 総額 (1+2)(税込額)			273,300 円

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。